化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十八号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

二十九　六・七・八・九・十・十―ヘキサクロロ―一・五・五ａ・六・九・九ａ―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピン＝三―オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）

三十　ヘキサブロモシクロドデカン

第七条の表に次のように加える。

十四　ヘキサブロモシクロドデカン	一　防炎性能を与えるための処理をした生地 二　生地に防炎性能を与えるための調製添加剤 三　発泡ポリスチレンビーズ 四　防炎性能を与えるための処理をしたカーテン

附　則

この政令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十九号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十九条並びに第七十三条第一項及び第四項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百五十一円」を「六百五十二円」に改め、同項第二号中「五十一円」を「五十二円」に改める。

附則第二条の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十四年三月一日から平成二十五年二月二十八日まで」を「平成二十五年三月一日から平成二十六年二月二十八日まで」に改め、同条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七十一号）」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第六十九号）第一条の規定」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千二百五十四円」を「千二百五十二円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二千三百五十二円」を「二千二百四十五円」に改める。

第二条中「千四百五十二円」を「千三百八十九円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（次号において「算定政令」という。）第一条　平成二十五年度分の事務費負担金

二　算定政令附則第二条　平成二十五年度に係る国民健康保険組合に対する補助金

三　第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　平成二十五年度分の事務費交付金

四　第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条　平成二十五年度分の事務費交付金

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三